

高山市寄附採納事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に対する寄附の採納に関する事務を公正かつ適正に執行し、もって寄附の採納に対する透明性と説明責任の向上を図るため、その取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附の種類)

第2条 寄附の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (2) 物品（高山市会計規則（昭和43年高山市規則第72号）第74条に規定する備品及び消耗品をいう。）
- (3) 物件（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項第1号から第5号までに掲げるものをいう。）

(基本的な考え方)

第3条 寄附の採納に当たっては、その必要性や妥当性等を総合的に判断するものとし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは採納しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するとき。
- (2) 行政の中立性、公平性等が確保できないとき。
- (3) 政治的又は宗教的な意図があるとき。
- (4) 係争の原因となるおそれがあるとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員からの寄附であるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令の制限等の制約がある寄附であるとき。

2 前項に規定するもののほか、寄附に当たって条件が付されているときは、その内容について十分確認しなければならない。

(寄附の申出)

第4条 市長は、当該寄附の目的や用途を明らかにするため、寄附をしようとする者（以下「寄附申出者」という。）から、書面等により申出を受けるものとする。

(採納事務の所管)

第5条 寄附の採納に関する事務に係る所管の課（教育委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局を含む。以下「所管課」という。）は、次によるものとする。

- (1) 現金による寄附であって、その目的、用途等が示されているものについては、当該目的、用途等に係る事務の所管課とする。ただし、目的、用途等が示されていない場合は、財政課とする。
- (2) 物品又は物件による寄附であって、その目的、用途等が示されているものについては、当該

目的、用途等に係る事務の所管課とする。ただし、目的、用途等が示されていない場合は、契約管財課とする。

(採納可否の決定及び通知)

第6条 所管課は、寄附の申出があったときは、当該寄附の内容について第3条に基づき必要な審査を行わなければならない。

2 所管課は、前項の規定により審査をした後、財政課及び関係課に合議のうえ、採納の可否について決定しなければならない。

3 前項の規定により採納の可否について決定したときは、寄附申出者に通知しなければならない。

(庁議への付議)

第7条 所管課は、前条第2項に規定する採納の可否の決定に当たって、次の各号のいずれかに該当するときは、庁議に付するものとする。

(1) 当該寄附が、地方自治法第96条第1項第9号の規定による市議会の議決を要する負担付きの寄附又は贈与に該当すると認められるとき。

(2) 物件による寄附を採納するに当たって、維持管理等の新たな予算措置が必要となるなど後年度にわたり財政負担が生じると認められるとき。

(3) その他寄附を受けることの是非について庁議に付する必要があると認められるとき。

(寄附の採納)

第8条 所管課は、寄附を採納したときは、寄附申出者に対して書面により通知するものとする。

(表彰等)

第9条 所管課は、寄附を採納したときは、寄附申出者に対して寄附の性質及び内容に応じて感謝状の贈呈、礼状の送付等により感謝の意を表するものとする。ただし、寄附申出者が希望しないときは、この限りでない。

(適用除外)

第10条 この要綱は、次に掲げるものについては適用しない。

(1) 国、県その他公共団体からの財産等の寄附又は贈与

(2) ふるさと納税（企業版ふるさと納税を含む。）による寄附

(3) 開発行為に基づく公共施設の寄附

(4) 市道編入に係る私道の寄附

(5) 災害に係る義援金及び物資等の寄附

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。